7　法第五条の三に規定する政令で定める年齢を、退職の日において定められているその者に係る定年から一〇年を減じた年齢から、退職の日において定められているその者に係る定年から一五年を減じた年齢とすることとした。（第五条の三第三項関係）

8　定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例措置について、定年と退職年齢との差一年当たりの俸給月額の割増率を、次に掲げる職員の区分に応じて次に定める割合とすることとした。（第五条の三第四項及び第五項関係）

㈠　退職日俸給月額又は特定減額前俸給月額が一般職給与法の指定職俸給表四号俸の額に相当する額以上である職員　一〇〇分の一

㈡　退職日俸給月額又は特定減額前俸給月額が一般職給与法の指定職俸給表一号俸の額に相当する額以上同表四号俸の額に相当する額未満である職員　一〇〇分の二

㈢　㈠及び㈡に掲げる職員以外の職員　一〇〇分の三（定年と退職年齢との差が一年である職員にあっては、一〇〇分の二）

9　この政令は、一部の規定を除き、平成二五年一一月一日から施行することとした。

法律

法律第十八号

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「京都議定書目標達成計画」を「地球温暖化対策計画」に改める。

第一条中「すべて」を「全て」に、「かんがみ」を「鑑み」に、「京都議定書目標達成計画」を「地球温暖化対策計画」に改める。

第二条第一項中「及び大気」を「、大気及び海水」に改め、同条第三項に次の一号を加える。

七　三ふっ化窒素

第三条第五項中「実施する」の下に「とともに、温室効果ガスの排出の抑制等のための技術に関する研究開発の推進及びその成果の普及に努める」を加え、同条第六項中「国は」の下に「、我が国の経済社会が国際的な密接な相互依存関係の中で営まれていることに鑑み、我が国に蓄積された知識、技術、経験等を生かして」を、「調査」の下に「及び研究開発」を加える。

第二章の章名を次のように改める。

第二章　地球温暖化対策計画

第八条の見出しを「（地球温暖化対策計画）」に改め、同条第一項を次のように改める。

政府は、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地球温暖化対策に関する計画（以下「地球温暖化対策計画」という。）を定めなければならない。

第八条第二項中「京都議定書目標達成計画」を「地球温暖化対策計画」に改め、第九号を第十号とし、第一号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一　計画期間

第八条第三項及び第四項中「京都議定書目標達成計画」を「地球温暖化対策計画」に改める。

第九条の見出しを「（地球温暖化対策計画の変更）」に改め、同条第一項中「平成二十一年において」を「少なくとも三年ごとに」に、「京都議定書目標達成計画」を「地球温暖化対策計画」に改め、同条第二項及び第三項中「京都議定書目標達成計画」を「地球温暖化対策計画」に改める。

第十一条第一号中「京都議定書目標達成計画」を「地球温暖化対策計画」に改め、同条第二号中「長期的展望」を「前号に掲げるもののほか、長期的展望」に改める。

第二十条第二項、第二十条の二第一項、第二十条の三第一項、第二十二条及び第二十八条中「京都議定書目標達成計画」を「地球温暖化対策計画」に改める。

第四十二条の三中「京都議定書第三条の規定に基づく約束を履行するために」を削る。

附則第四条中「平成二十三年までに」を「平成二十七年までに、長期的展望に立ち、国際的に認められた知見を踏まえ」に改め、「基づいて」の下に「法制上の措置その他の」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条第三項に一号を加える改正規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

（政令への委任）

2　この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
経済産業大臣　茂木　敏充
環境大臣　石原　伸晃

独立行政法人日本万国博覧会記念機構法を廃止する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年五月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第十九号

独立行政法人日本万国博覧会記念機構法を廃止する法律

独立行政法人日本万国博覧会記念機構法（平成十四年法律第百二十五号）は、廃止する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条第三項、第五項及び第七項並びに附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

（独立行政法人日本万国博覧会記念機構の解散等）

第二条　独立行政法人日本万国博覧会記念機構（以下「機構」という。）は、この法律の施行の時において解散する。

2　この法律による廃止前の独立行政法人日本万国博覧会記念機構法（以下「旧機構法」という。）第十一条第二項に規定する第一号勘定（以下単に「第一号勘定」という。）に属する資産のうち、附則別表に掲げる土地及び政令で定める金額に相当する金銭は、資産及び債務の承継に関し必要な事項を定めた承継計画書において定めるところに従い、前項の規定による機構の解散の時において国が承継する。

3　財務大臣は、前項の政令の立案をしようとするときは、機構に対する政府の出資額の政府及び出資地方公共団体（第一項の規定による機構の解散の時において機構に出資している地方公共団体をいう。以下同じ。）の出資額の合計額に対する割合を基本として立案を行うとともに、出資地方公共団体と日本万国博覧会の跡地の利用の在り方について協議を行い、その結果を勘案するものとする。

4　第二項の規定により国が承継する資産を除き、機構の資産及び債務は、同項の承継計画書において定めるところに従い、第一項の規定による機構の解散の時において、出資地方公共団体及び旧機構法第十五条第一項に規定する日本万国博覧会記念基金（次項において「基金」という。）を管理するにふさわしい者として政令で定める者（以下「基金承継人」という。）が承継する。